

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの業務実績に関する評価
実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第28条第1項の規定に基づく、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター（以下「法人」という。）の業務の実績に関する評価を適切に行うため、評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(評価の種類)

第2 法第28条第1項の規定に基づき、次の表に掲げる評価を行う。

評価の種類	実施時期	内容
(1) 事業年度評価 各事業年度終了後に実施される業務の実績の評価	各事業年度終了後 3月以内	各事業年度における中期計画の実施状況の調査・分析をし、当該事業年度における業務の実績の全体について総合的に評価するもの
(2) 中期目標期間評価 ア 中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績の評価（期間見込評価）	中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度終了後3月以内	中期目標の期間における中期目標の達成見込みの調査・分析をし、中期目標の期間における業務の実績の見込み全体について総合的に評価するもの
イ 中期目標期間終了時の業務の実績の評価（期間評価）	中期目標の期間の最後の事業年度終了後3月以内	中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査・分析をし、中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的に評価するもの

(事業年度評価)

第3 事業年度における業務の実績に関する評価は、法第26条第2項及び年度計画に係る事項について行う「項目別評価」と業務実績の全体について行う「全体評価」を併せて行うものとする。

(1) 項目別評価

項目別評価は、項目ごとに数値その他による客観的な事実の確認に基づき、次

の5段階による評価を行うものとする。なお、予想しがたい外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して法人が自主的な努力を行っていた場合には、評価において考慮するものとする。

- 5 … 年度計画を大きく上回って実施している
- 4 … 年度計画をやや上回って実施している
- 3 … 年度計画を予定どおりに実施している
- 2 … 年度計画を十分には実施できていない
- 1 … 年度計画を大幅に下回っている

(2) 全体評価

全体評価は、「(1)項目別評価」の結果を踏まえ、次の5段階による評価及び記述式による評価を行うものとする。

- S … 計画を大幅に達成し、又は計画よりも大幅に進捗していると認められる
- A … 計画をやや超えて達成し、又は計画よりもやや進んでいると認められる
- B … 概ね計画どおりに進んでいると認められる
- C … 計画をやや下回り、又は計画よりもやや遅れていると認められる
- D … 計画をかなり下回り、若しくは計画よりも大幅に遅れ、又は業務運営に関して重大な改善すべき事項等が認められる

(3) 評価の手順

評価の手順は、次に定めるところにより行うものとする。

- ① 法人は、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの業務運営等に関する規則(東金市規則第22号。以下「東金市規則」という。)第8条の規定による報告書(以下「業務実績報告書」という。)を作成し、設立団体の長に提出する。この場合において、法人は、業務実績報告書について項目別評価に準じた自己評価を行うとともに、設立団体の長が行う評価のための調査・分析に係る資料を併せて提出するものとする。
- ② 設立団体の長は、業務実績報告書の提出があったときは、法人の自己評価及び提出された調査・分析に係る資料に基づき評価を行うものとし、必要に応じ、法人の理事、職員等に対する聞き取りを行い、又は、新たな資料の提出を求めるものとする。
- ③ 設立団体の長は、評価結果の決定にあたり、評価の透明性・正確性を確保するため、あらかじめ法人に評価書の案を示し、意見申立ての機会を付与するものとする。
- ④ 設立団体の長は、評価結果を決定したときは、法第28条第5項の規定により法人に対して、その評価結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。

- ⑤ 設立団体の長は、評価の結果に基づき必要があると認めるときは、法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(中期目標期間評価)

第4 中期目標の期間における業務の実績に関する評価(期間見込み評価・期間評価)ちは、法第25条第2項第2号から第5号までに係る事項について行う「項目別評価」と業務実績の全体について行う「全体評価」を併せて行うものとする。

(1) 項目別評価

項目別評価は、項目ごとに数値その他による客観的な事実の確認に基づき、中期目標期間における実績について、次の5段階による評価を行うものとする。なお、予想しがたい外部要因により業務が実施できなかった場合や、外部要因に対して法人が自主的な努力を行っていた場合には、評価において考慮するものとする。

- 5 … 中期目標を大きく上回って実施している
- 4 … 中期目標をやや上回って実施している
- 3 … 中期目標を予定どおりに実施している
- 2 … 中期目標を十分には実施できていない
- 1 … 中期目標を大幅に下回っている

(2) 全体評価

全体評価は、「(1)項目別評価」の結果を踏まえ、次の5段階による評価及び記述式による評価を行うものとする。

- S … 中期目標を大幅に達成し、又は中期目標よりも大幅に進捗していると認められる
- A … 中期目標をやや超えて達成し、又は中期目標よりもやや進んでいると認められる
- B … 概ね中期目標を達成していると認められる
- C … 中期目標をやや下回り、又は中期目標よりもやや遅れていると認められる
- D … 中期目標をかなり下回り、若しくは中期目標よりも大幅に遅れ、又は業務運営に関して重大な改善すべき事項等が認められる

(3) 評価等の手順

評価等の手順は、次に定めるところにより行うものとする。

- ① 法人は、業務実績報告書を作成し、設立団体の長に提出する。この場合において、法人は、業務実績報告書について項目別評価に準じた自己評価を行うとともに、設立団体の長が行う評価のための調査・分析に係る資料を併せ

て提出するものとする。

- ② 設立団体の長は、業務実績報告書の提出があったときは、法人の自己評価及び提出された調査・分析に係る資料に基づき評価を行うものとし、必要に応じ、法人の理事、職員等に対する聞き取りを行い、又は、新たな資料の提出を求めるものとする。
- ③ 設立団体の長は、評価結果の決定にあたり、評価の透明性・正確性を確保するため、あらかじめ法人に評価書の案を示し、意見申立ての機会を付与するものとする。
- ④ 設立団体の長は、評価結果を決定したときは、法第28条第5項の規定により法人に対して、その評価結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。
- ⑤ 設立団体の長は、評価の結果に基づき必要があると認めるときは、法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(意見聴取)

第5 評価の実施に当たっては、業務の特性に応じた実行性のある評価を行うため、法第28条第4項及び地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター評価委員会共同設置規約(平成22年2月1日施行)第4条第1項第2号の規定に基づき、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター評価委員会から意見を聴くものとする。

(評価方法の継続的な見直し)

第6 設立団体による目標策定・評価に基づくPDCAサイクルの実効性をより高める観点から、必要に応じて評価方法の見直しを行う。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、法人の業務の実績に関する評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。